

役員及び評議員並びに各委員に対する報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人讃助の会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに各委員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 各委員とは、評議員選任解任委員及び第三者委員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等並びに各委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事：報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員：報酬
- (3) 評議員：報酬
- (4) 評議員選任・解任委員及び第三者委員：報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬：別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金：別表第2に定める算式により算出される額

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 4 各委員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬：毎月20日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人讃助の会給与規程第7条第1項の規定に準じて支給）
 - (2) 退職慰労金：任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、手続きが終了次第、速やかに支払うこととする。
- 2 非常勤の役員及び評議員並びに各委員に対する報酬は、当該理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席したとき、又は、法人・施設運営のための業務にあたった都度、源泉所得税額を控除した額を支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金は、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費及び旅費費用)

第6条 役員等並びに各委員が当該理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席したとき、又は、法人・施設運営のための業務にあたった都度、交通費を別表3により費用を支給する。ただし、月額20,000円を超えない範囲とし、役員等並びに各委員の現住所が開催地より2km未満の場合も支給しない。

- 2 役員等並びに各委員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年2月1日より施行する。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。